

平成23年6月1日から

自転車運転中の  
携帯電話・イヤホンは

**禁止!**

周囲に迷惑をかけない運転を心掛けましょう



福井県警察

# お知らせ

福井県道路交通法施行細則が一部改正されました

平成23年6月1日施行

- 自転車運転中の携帯電話の使用について  
携帯電話等を手で持って通話したり、画面に表示された画像等を注視したりして自転車を運転してはいけません。
- イヤホン等の使用について  
大きな音量でカーラジオ等を聞いたり、イヤホン等を使用して音楽を聞いたり、安全な運転に必要な交通に関する音や声が聞こえないような状態で自転車や自動車・二輪車などを運転してはいけません。

罰則

5万円以下の罰金



## 自転車に マナーも乗せて 踏むペダル

「福井県交通安全スローガン」

### 🌻 自転車安全利用五則 🌻

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用



# マナーを守って安全な自転車の利用を!